

平成24年12月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第7647号の15 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年9月13日

判 決

東京都

原

告

同訴訟代理人弁護士

荒

井

哲

朗

同

白

井

晶

子

同

太

田

賢

志

同

佐

藤

顕

子

同訴訟復代理人弁護士

五

反

章

裕

滋賀県長浜市新栄町52番地2

旧商号 長浜バイオラボラトリ一株式会社

被

告

株式会社DNAセキュリティ一研究所

同代表者代表取締役

大

島

愛知県

被

告

大

島

同所

被

告

大

島

大津市

被

告

大

島

被告ら訴訟代理人弁護士

寺

浦

康

子

主

文

1. 被告らは、原告に対し、連帯して、金220万円及びこれに対する平成22年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は、被告らの負担とする。

3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 未公開株式の勧誘・販売

ア 原告は、平成21年5月31日、被告株式会社DNAセキュリティ研究所（当時の商号は、長浜バイオラボラトリ一株式会社。以下「被告会社」という。）から、毎月1.0%の配当がある優先株を売り出す旨、1株につき50万円である旨などが記載された案内資料の送付を受けた。

イ オオタキャピタルのクロキと名乗る者（以下「自称クロキ」という。）は、原告に対し、同年6月12日、電話で「長浜バイオの株を譲って欲しい。うちの会員が求めているのでたくさん欲しい。他の手持ち株と抱き合わせで買い取る。今年12月に上場予定の会社で、いずれDNAソリューションと合併するはずだ。」などと言った上、原告手持ちの株式会社田村の株式3株を300万円、株式会社電気設備保安協会の株式5株を100万円、被告会社の株式を1株150万円で抱き合わせで買い取るとの約束をした。

ウ 原告は、上記ア、イの勧誘により、被告会社の株式の客観的価値が少なくとも購入価格程度はあるものと誤信し、同月16日、被告会社に対し、被告会社の株式2株を100万円で購入する旨の申込みをし、同月18日、被告会社名義の銀行預金口座（以下「本件口座」）に100万円を振込送金した上、同月26日にも本件口座に100万円を振込送金したところ、同年7月4日、被告会社の株式1株券4枚の送付を受けた（以下、当該株券に係る被告会社の株式4株を「本件株式」という。）。

エ 原告は、同月6日、自称クロキに約束どおりの買取りを求めたところ、
自称クロキは、その株券には譲渡制限がかかっているから買い取れないと
述べて買取りを拒否し、以後、自称クロキとは連絡が取れなくなった。

(2)ア 本件株式は、客観的に無価値である。

イ 加えて、①被告会社は証券業登録を受けていないこと、②いわゆるグリーンシート銘柄を除き、未公開株式の取引勧誘は原則として禁止されているところ、本件株式は未公開株式であり、グリーンシート銘柄に指定されていないことから、上記(1)の勧誘及び販売行為（以下「本件勧誘販売行為」という。）の違法性は明らかである。

(3) 被告会社の責任

ア 使用者責任（民法715条1項）

本件勧誘販売行為の実行者は、被告会社の事業の執行として、本件勧誘販売行為を行った。

イ 固有の不法行為責任（民法709条）

被告会社は、通常業務として組織的に本件勧誘販売行為を行った。

(4) その他の被告らの責任

ア 共同不法行為（民法719条1項）

被告大島■（以下「被告■」という。）、被告大島■（以下「被告■」という。）及び被告大島■（以下「被告■」という。）は、株式販売に藉口して業として金銭を騙し取るため、共謀して被告会社を組織、運営した。

イ 取締役としての責任（会社法429条1項）

(ア)a 被告■は、本件勧誘販売行為の当時、被告会社の代表取締役であった。

b 上記被告は、被告会社の代表取締役としてその営業が適法なものとなるよう業務を執行すべきであったのに、あえてこれをせず、違法な

営業を行わせた。

(イ) a 被告[]及び被告[]は、本件勧誘販売行為の当時、被告会社の取締役であった。

b 上記被告らは、代表取締役である被告[]の業務執行を監督し是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な営業を行うがままにさせた。

(5) 損害

ア 原告は、本件株式を200万円で購入させられたことにより、同額の損害を被った。

イ 原告は、被告らの不法行為又は取締役としての任務懈怠による上記アの損害の賠償請求のため、弁護士に委任して本件訴訟を提起することを余儀なくされたことにより、弁護士費用相当額20万円の損害を被った。

(6) よって、原告は、被告らに対し、不法行為又は会社法429条1項に基づき、連帶して220万円及びこれに対する各訴状送達日の翌日である平成22年4月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを求める。

2 被告らの認否及び主張

(1) 請求原因(1)アは、否認する。同イは、知らない。同ウのうち、原告が被告会社に対して平成21年6月18日及び同月26日に各100万円を送金したことは否認し、その余は、知らない。同エは、知らない。

(2) 請求原因(2)ないし(5)のうち、被告会社が証券業登録を受けていないこと及び請求原因(4)イ(ア)a、同イ) a の各事実は、認める。その余は、いずれも否認ないし争う。

(3) 被告会社らは、自称クロキとは一切面識が無く、無関係である。

原告の振込送金先である本件口座は、平成21年3月、既存株主から被告会社の株式を購入して被告会社に出資したいと申し出た内田[](以下「内

田」という。)が、被告■に対し、代金の決済は代金相当額を預金した預金口座の通帳を交付する方法で行う旨説明したため、被告■が開設し、内田にその預金通帳を交付したものである。被告会社は上記預金通帳の返還を受けていない上、平成21年6月9日には本件口座の届出印が第三者によって勝手に改印されてしまっており、少なくとも同日以降、被告らは本件口座を占有支配していなかった。

(4) 被告■は、被告会社の前任の代表取締役が辞任した後、適当な後任者が見つからず、また被告■が勤務している大学から代表取締役との兼任を許可されなかつたため、被告■の依頼を受けて、名目上、代表取締役に就任しているにすぎず、何らの役員報酬も受領しておらず、被告会社の業務にも全く関与していない。

被告大島■も、被告■の依頼を受けて、名目上、被告会社の取締役に就任しているにすぎず、何らの役員報酬も受領しておらず、被告会社の業務にも全く関与していない。

3 抗弁

(1) 過失相殺

原告は、利益を追求したいという投機心に基づき、何らの調査・確認をすることもなく、極めて漫然と本件株式を購入しており、重大な過失があるから、過失相殺すべきである。

(2) 損益相殺

原告は、本件株式について合計16万円の配当金の交付を受けているはずであるから、損害額から減額すべきである。

4 抗弁に対する認否

(1) 抗弁(1)(過失相殺)は、否認ないし争う。

原告には過失はない上、本件のような詐欺的未公開株商法において過失相殺を適用することは、加害者である業者が違法な利得を一部保持することを

追認する結果となり、正義と公平にもとる。

(2) 抗弁(2)（損益相殺）は、原告が平成21年7月17日、同年8月19日及び同年9月18日に各2万円（合計6万円）の配当金の交付を受けた限度で認め、その余は、否認ないし争う。

本件は未公開株商法であり、反倫理的行為であるから、損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から上記6万円を控除することはできない。

理由

1 証拠（甲〇第1号証の1から3まで、甲〇第2号証から甲〇第4号証まで、甲〇第5号証の1から4まで、甲〇第8号証、甲〇第9号証の1から3まで、甲〇第10号証の1及び2、甲〇第11号証、甲〇第17号証、乙第1号証）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(1)記載の事実が認められる。

被告らは、原告に送付された被告会社名義の案内資料は、被告らが作成送付したものではない旨、前記第2の2(3)記載のとおり本件口座は被告会社の支配下にはない旨主張し、被告■の陳述書（乙第7号証）には被告らの主張に沿う記載部分があるが、①原告が本件株式の購入代金を振込送金した本件口座は、被告会社名義の銀行預金口座であり、被告■が開設したものであること、②原告は、本件口座に振込送金した結果、本券株式に係る真正な株券4枚の交付を受けていること、③内田の指示に基づき、内田の株式代金の決済方法として、本件口座を開設して内田に預金通帳を交付したとする被告らの主張（前記第2の2(3)参照）は、余りに不自然、不合理であって、到底信用できないこと、④被告■又は被告会社の従業員は、被告会社の株式の販売を内田に委託していたこと、⑤被告■は上記④の事実を認識していたこと、⑥請求原因(1)アの案内資料に被告会社の東京事務所の記載があり、請求原因(1)ウの株券送付の際に使用された封筒にも上記東京事務所の住所の記載があるほか、被告らが被告会社のものであると主張している被告会社の案内資料（乙第1号証）にも同様の住

所記載があることが認められ、これらの事実によれば、本件勧誘販売行為は、外形上、被告会社の事業の執行について行われたものと認めるのが相当である。

これに反する被告■の陳述書（乙第7号証）は信用することはできず、他に上記認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

よって、請求原因(1)、(3)アの各事実が認められる。

2(1) 前記1の認定事実、証拠（甲〇第17号証、乙第6号証）及び弁論の全趣旨によれば、①被告会社又はその委託を受けた内田は、原告に対し、被告会社が業績を拡大している上場間近の会社であり、本件株式は毎月1.0%の配当がある優先株であるなどと述べて本件勧誘販売行為を行ったこと、他方、②被告会社の定款上も登記簿上も優先株を発行する旨の定めはなく、本件株式に係る株券にも優先株である旨の記載はないこと、③被告会社の代表取締役である被告■は、平成21年4月以降に株券が出回った被告会社の株式について無効である旨を宣言していることが認められ、さらに、本件勧誘販売行為時における被告会社の業績やその成長見通し、具体的な上場準備の内容を裏付けるに足りる的確な証拠がないことをも併せると、本件株式は、上記勧誘において述べられていたような優先株ではなく、上場により売却金を得られる見込みにも乏しいもので、本件販売勧誘行為当時、客観的に無価値であったと認められる。

それにもかかわらず、具体的な上場予定があり、毎月1.0%の配当がある優先株であるかのような虚偽の事実を申し向けて、あたかも被告会社の株式が販売価格相当額の価値があると誤信させ、本件株式を購入させた本件勧誘販売行為は、違法な行為であるというべきである。

(2) なお、本件株式について、原告が被告会社から平成21年7月17日、同年8月19日及び同年9月18日に各2万円（合計6万円）の配当金の交付を受けていることは当事者間に争いがなく、その毎月の交付額は、本件勧誘販売行為において説明されていた優先株の毎月の配当額と同じであるけれど

も、上記(1)で認定したとおり、本件株式は優先株ではないのであるから、原告にされた配当金の交付が、正規の配当でないことは明らかである。前記1及び上記(1)の認定事実からすれば、被告会社は、本件株式が優先株ではないにもかかわらず、あたかもこれが優先株であるかのように装い、原告に対し、配当名下で上記金員を交付したものであって、原告に対する上記配当金の交付は、専ら、優先株を購入しているものと原告を誤信させることにより、虚偽の説明による本件勧誘販売行為を実行し、それが虚偽であることの発覚を防ぐための手段して行われたものというべきである。

したがって、上記配当金の交付がされている事実は、本件株式が客観的に価値を有することを基礎付けるものということはできず、上記(1)の判断を左右するものではないというべきである。

(3) よって、請求原因(2)ア、(5)の事実が認められる。

3 被告■は、本件勧誘販売行為当時、被告会社の代表取締役であったのであるから（当事者間に争いがない），被告会社の営業が適法なものとなるよう業務を執行すべき義務を負っていたものと解されるところ、被告会社の業務に全く関与していなかつたことを認めている被告■は、少なくとも重大な過失により、上記義務を怠り、違法な業務執行を行わせたものと認められる。被告■は、名目上、被告会社の代表取締役に就任していたにすぎない旨を主張するが、名目的であれ被告会社の代表取締役に就任していたのであるから、上記義務を負っていたものと解するのが相当である。

被告■及び被告■は、本件勧誘販売行為当時、被告会社の取締役であったのであるから（当事者間に争いがない），代表取締役である被告■の業務執行を監督し、業務執行上の重過失又は不正行為を未然に防止すべき義務を負っていたものと解されるところ、少なくとも重大な過失により、上記義務を怠り、違法な業務執行を行わせたものと認められる。被告■は、名目上、被告会社の取締役に就任していたにすぎない旨を主張するが、名目的であれ被告会社の

取締役に就任していたのであるから、上記義務を負っていたものと解するのが相当である。

よって、請求原因(4)イを認めることができる。

4 抗弁について

(1) 過失相殺について

本件勧誘販売行為が詐欺的な行為であることに照らしても、本件において、過失相殺をするのは相当ではなく、また、過失相殺をすべき事情も特段見当たらない。

(2) 損益相殺について

本件株式について、原告が被告会社から平成21年7月17日、同年8月19日及び同年9月18日に各2万円（合計6万円）の配当金の交付を受けていることは当事者間に争いがない。被告は、原告が合計16万円の配当金の交付を受けている旨を主張するが、本件全証拠によつても、被告主張の事実を認めるに足りない。

そして、前記1、2で説示したところによれば、本件勧誘販売行為は反倫理的行為に該当すると認められるところ、前記2(2)で説示したところに照らせば、上記配当金の交付によって原告が受けた6万円の利益は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、本件損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害の額からこれを控除することは許されないものというべきである。

5 したがつて、被告会社は使用者責任（民法715条1項）に基づき、被告■■■、被告■■■及び被告■■■は、会社法429条1項に基づき、連帶して、請求額の支払義務を負うものと認められる。

6 よつて、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容し、訴訟費用については民事訴訟法61条を、仮執行宣言については同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第48部

裁判長裁判官 三 村 晶 子

裁判官 賴 晋 一

裁判官 行 川 雄 一 郎

これは正本である。

平成24年12月25日

東京地方裁判所民事第48部

裁判所書記官

森 田 有

